

令和元年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年4月10日 開会

令和2年4月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年4月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所710会議室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

なし

欠席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠 藤 光 浩	5番 佐 野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の欠席者はありません。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって召集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議の進行につきましてお願いします。事務局からの説明は、簡潔に行い、委員の皆様は、発言等がある場合、挙手をお願いします。

議事に先立ちまして、令和2年3月16日から令和2年4月9日までの間における農地法の規定による申請（届出）につきまして、取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました、農地法の規定による申請（届出）について 取り下げ・取り消し願いの処理状況をご覧ください。

第1項、野中■■■■、畑、126平方メートルほか7筆、第2項、野中■■■■、畑、19平方メートル、第3項、野中■■■■、畑、11平方メートルほか2筆につきまして、令和2年3月19日に都合により、取り下げ願いが提出されました。

以上です。

議長

処理状況でありますのでよろしくお願ひします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

議長

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、13番 齊藤学委員、14番 石川嘉章委員を指名することに御異議ありませんか。

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、13番 齊藤学委員、14番 石川嘉章委員を指名いたします。

それでは、本日の議事日程を申し上げます。

報第17号 農地返還通知書の受理について

報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

報第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

報第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

議第23号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

議第26号 非農地証明申請の審議について

議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議第28号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

初めに、報第17号から報第21号まで一括して事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年2月21日から3月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1、2ページをごらんください。

報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の3ページをごらんください。

報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の4ページをごらんください。

報第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について  
議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5ページから7ページをごらんください。

報第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について  
議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページをごらんください。

報第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について  
議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが2件ありました。

報告については以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。  
御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第17号から報第21号まで報告済みとします。

議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 伊藤主査

議案の9ページをごらんください。

議第22号農地法第3条第1項の規定による許可決定について  
第1項及び別冊航空写真1ページをごらんください。

杉田字中村■■■■、畑、2, 305平方メートルについて、受人の■■■■さんと渡人の■■■■さんとの売買です。茶と野菜を栽培する計画です。申請地は杉田幼稚園の北東に位置する畑で、受人は現在36歳、耕作面積は許可後7, 213平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページをごらんください。新規就農案件です。

村山字堀ノ内■■■■、畑、4, 480平方メートルについて、渡人の■■■■さん、受人の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、野菜を栽培するものです。申請人は親子です。

申請地は富士根北小の南に位置する畑です。受人は現在44歳、耕作面積は許可後4, 480平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は1名です。

続きまして、3項4項5項及び別冊航空写真3ページをごらんください。

3件同時申請のため、一括して説明します。こちらも新規就農案件です。

山宮字宮内■■■■、畑ほか1筆、計503平方メートル、山宮字宮内■■■■、畑ほか2筆、計1, 203平方メートル、山宮字宮内■■■■、畑ほか3筆、計1, 340平方メートルについて受人の■■■■さんが3項は売買、4項5項は使用貸借により権利設定し、野菜を栽培するものです。

申請地は山宮北交差点の北東に位置する畑になります。受人は現在71歳、耕作面積は許可後3,046平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は2名です。

続きまして第6項及び別冊航空写真4ページをごらんください。

馬見塚字新屋■■■■、田、153平方メートル、馬見塚コミュニティー広場の東に位置する畑について、受人の■■■■さんが売買により権利取得し、野菜を栽培するものです。

受人は現在46歳、耕作面積は許可後3,508.09平方メートル、稼働人員は4名です。

続きまして第7項及び別冊航空写真5ページをごらんください。こちらも新規案件です。

人穴字東荻平■■■■、畑、4,660平方メートル、荻平公民館の南に位置する畑について、受人の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、肉牛の飼料用に牧草を栽培するものです。

受人は現在36歳、耕作面積は許可後4,660平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第7項につきまして、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの報告は省略させていただきます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第22号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第22号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第23号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の11ページをごらんください。

議第23号転用目的・事業計画 変更申請の承認について

第1項及び別冊航空写真6ページをごらんください。

山宮■■■■、畑、330平方メートルの2種農地につきまして、記載のとおり転用目的を住宅から貸駐車場（6台）に変更したい旨の申請がありました。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

18番 後藤 文隆委員

第1項の申請者の住所が変更前と変更後で違っているのは、誤りですか。

事務局 深川主任主査

変更前の住所はあくまで申請当時のものになりますので、こちらが正しいです。

議長

わかりました。ほかには。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第23号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第23号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議題の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の12ページをごらんください。

議第24号 農地法第4条の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真6ページをごらんください。

山宮■■■■、畑、330平方メートルの第2種農地につきまして、貸駐車場（6台）に転用しようとするものです。先ほどの議第23号の計画変更にて承認された件の許可申請となります。

続いて第2項及び別冊航空写真7ページをごらんください。

上稲子■■■■、田、218平方メートルの第2種農地ほか1筆につきまして、申請人が高齢となり維持管理ができなくなったため植林しようとするものです。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第24号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第24号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の13ページをごらんください。

議第25号 農地法第5条の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真8ページをごらんください。

小泉■■■■、畑、299平方メートルの第2種農地につきまして、市の道路拡幅事業により土地収用となるため、売買により住宅に転用しようとするものです。

続いて第2項及び別冊航空写真9ページをごらんください。

北山■■■■、畑、684平方メートルのほか1筆、北山インターチェンジから300m以内に位置する第3種農地につきまして、受人が賃貸借により太陽光発電設備に転用しようとするものです。

以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの報告は省略させていただきます。

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第25号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第25号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第26号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の14ページをごらんください。

議第26号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真10ページをごらんください。

申請地は、上条■■■■、畑、261平方メートルで大石寺の西に位置する農地です。昭和年月日不詳、申請者の先代が耕作不向きのため放棄し山林化したものです。現在周囲と一体的に山林として管理されており、他法令への抵触もなく問題ありません。

続きまして、第2項及び航空写真11ページをごらんください。

申請地は、上条■■■■、畑、671平方メートルで千居遺跡の南東に位置する農地です。平成13年4月日付不詳、申請者が耕作不向きのため放棄し、山林化したものです。現在は薪炭林として管理されており、周囲も同様に山林化しているため、仮に農地へ復元しても継続的な営農は困難であると判断しました。他法令への抵触はなく、問題ありません。

続きまして、第3項及び航空写真12ページをごらんください。

申請地は、西山■■■■、田、68平方メートルで西山本門寺の北に位置する農地です。平成7年月日不詳、申請者が北側に建設した自宅への進入路として利用を開始し、以後宅地として使用しているものです。旧芝川町案件のため、平成23年の線引き前から宅地として利用しており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第4項及び航空写真13ページをごらんください。

申請地は、西山■■■■、畑、230平方メートルでB&G海洋センターの南に位置する農地です。平成19年月日不詳、申請者が東側に隣接する自宅の敷地として利用を開始し、以後宅地として使用しているものです。こちらも旧芝川町案件のため、平成23年の線引き前から宅地として利用しており、都市計画法上も問題ありません。

以上、第1項から第4項までについて、すべて農業委員立ち合いのもと現地調査を実施しています。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告は省略させていただきます。それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第26号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第26号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の16ページをごらんください。

議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第1項及び航空写真14ページをごらんください。

淀師■■■■、田ほか2筆、計2,543平方メートルについて、淀師の■■■■さんが相続により権利取得し、発生する相続税について納税猶予の適用を受けるための証明をするものです。これまでの営農状況から、今後も継続的な耕作・管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしており問題ないと思われま

す。こちらも農業委員立ち合いのもと、現地調査を実施しています。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告は省略させていただきます。

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。



[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第27号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第28号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページをごらんください。

議第28号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画案の2ページをごらんください。

今回の農用地利用集積計画における農用地の流動化状況につきましては、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者10名、利用権を設定する農用地等の面積は、計2万6,278.26平方メートルです。

次に、所有権移転として、所有権の移転を受ける者1名、所有権を移転する者2名、所有権が移転する農用地等の面積は、計1,996.49平方メートルです。

利用権の内容について説明いたします。4ページをごらんください。

第1項から第10項まではすべて機構が借主である農地中間管理事業となります。

第1項及び航空写真は15ページ、利用権設定地は、山宮■■■■、畑ほか15筆、計3,541.26平方メートルで、花木の栽培です。

第2項及び航空写真は16ページ、利用権設定地は杉田■■■■の内、畑ほか2筆、計2,462平方メートルで、茶の栽培です。

第3項及び航空写真は17ページ、利用権設定地は下条■■■■、畑ほか3筆、計7,188平方メートルで、飼料作物の栽培です。

続いて6ページです。

第4項及び航空写真は同じく17ページ、利用権設定地は下条■■■■、畑、1,692平方メートルで、飼料作物の栽培です。

第5項及び航空写真は18ページ、利用権設定地は外神■■■■、畑ほか3筆、計4,381平方メートルで、苔の栽培です。

第6項及び航空写真は19ページ、利用権設定地は北山■■■■、畑ほか1筆、計994平方メートルで、野菜の栽培です。

第7項及び航空写真は20ページ、利用権設定地は半野■■■■、田、3,060平方メートルで、水稻の栽培です。

続いて8ページです。

第8項及び航空写真は21ページ、利用権設定地は半野■■■■、田、1,100平方メートルで、水稻の栽培です。

第9項及び航空写真は22ページ、利用権設定地は下条■■■■、畑、1,451平方メートルで、果樹の栽培です。

第10項及び航空写真は同じく22ページ、利用権設定地は下条■■■■、畑、409平方メートルで、果樹の栽培です。

続いて10ページです。所有権移転の内容について説明いたします。

第11項及び航空写真は23ページ、所有権が移転する農地は、麓■■■■、畑、ほか1筆、計1,555平方メートルで、買主は、根原の■■■■株式会社です。

以上、説明いたしました全項目については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第28号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、5月13日を予定しております。

以上で、本日の会議はすべて終了いたします。

午後1時30分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
13 番

会議録署名人  
14 番